

第11回 人事行政諮問会議 事務局説明資料

目次

0 1 行動規範の明確化②

- (1) 「行動規範」の定義、明確化の趣旨
- (2) 「行動規範」の位置付け
- (3) 「行動規範」の内容（案）

01 行動規範の明確化②

(1) 行動規範の定義、明確化の趣旨

「行動規範」の定義

- 当会議で取り上げる「行動規範」とは、全ての国家公務員が職務を行うに当たり常に念頭に置くべき基本認識を規範として言語化したもの。

= 全ての国家公務員に共通して求められる行動の指針

趣旨

※第9回会議で合意済

- ✓ 人的資源の価値最大化のため、職員の個性を尊重し、職員が主体的・自律的に業務遂行することを促す必要があり、その際、公務の役割・ミッションが明確化され、個々の職員がそれを理解することで、個々の職員の行動が組織の目的や方向性と一致する必要 → *判断の拠り所*
- ✓ モチベーション維持の観点で、その職務の価値や意義を認識できる必要 → *仕事の意義づけ*
- ✓ 国家公務員に対する国民の信頼醸成につなげ、行政運営を円滑に進めていく必要 → *国民からの信頼*

01 行動規範の明確化②

(2) 「行動規範」の位置付け

- 「行動規範」として新たに言語化される内容は、国家公務員が「全体の奉仕者」であること（憲法第15条第2項）から求められる行動をより分かりやすく言語化したもの。
- 人事院は、人事行政の公正確保の機能を果たすため、その役割の範囲内で「行動規範」の言語化、発信を行う。

※ 「行動規範」は、国家公務員の行動に関する既存の規定（服務等）に抵触するものではなく、また、これらの規定とは別に、職員に対して新たな義務を課すものではない。

国家公務員に求められる行動の方向性

<国民全体の奉仕者として求められる行動>

- ✓ 国民の信頼醸成をはかるため、国民を第一に考え、規律を持って透明性高く働くこと。
- ✓ 公務が唯一無二の仕事であって公務特有の役割があることや、中立・公正といった公務の価値や意義を認識して働くこと。



「行動規範」の内容に含むべき要素

- ① 国民を第一に考えること
- ② 中立で公正な公務運営を意識すること
- ③ 根拠に基づいた客観的判断を行うこと

01 行動規範の明確化②

(3) 「行動規範」の内容（案）

I 「国民を第一」に考えた行動

国を支える国家公務員としての使命感の下、国民を第一に考え、志と意欲を持って誠実に行動する
確かな行政サービスを提供し続けるため、限りあるリソースを効果的に活用し、最大のパフォーマンスを発揮する

II 「中立・公正」な立場での職務遂行

特定の個人や組織など一部の利害を偏重せず、中立・公正な立場で職務を遂行する
行政に対する多様なニーズや様々な立場があることも理解し、広い視野を持って職務にあたる

III 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

国民からの信頼が得られるよう、常に透明性の高い行政運営を意識した上で、根拠に基づいた客観的判断を行う
知識とスキルを磨き、行政のプロフェッショナルとしての誇りと責任感を持つ

<参考1>「行動規範」を浸透させるための取組の例

- 各職員が「行動規範」を認識し、「行動規範」に沿って行動するよう、例えば以下のような取組を行うことが考えられる。

1. 研修等での周知

初任行政研修や実務経験採用者研修などの機会を捉えて周知する。

2. 「行動規範」を各府省のMVV等策定時の参考とするよう周知

各府省がMVV等を策定する際に参考にされたい旨を示し、各府省MVV等を通じて、「行動規範」の浸透を図る。

3. 「行動規範」週間の設定等

「行動規範」を周知する期間を設定する。

など

<参考2> 国家公務員の行動に関する主な既存の法令

法令	条項	主な内容
憲法	第15条、第99条	公務員が全体の奉仕者であること、憲法尊重擁護義務を規定
国家公務員法	第1条	法の目的として、職員の最大の能率発揮、国民に対し公務の民主的且つ能率的な運営を保障する旨規定
	第96条～第106条	服務として、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当って全力を挙げてこれに専念すること、宣誓義務、法令及び上司の命令に従う義務、争議行為禁止、信用失墜行為禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為制限、私企業からの隔離などを規定
国家公務員倫理法	第1条	法の目的として、職務執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止、もって公務に対する国民の信頼を確保する旨規定
	第3条	職員が遵守すべき職務に係る倫理原則として、国民に対する不当な差別的取扱の禁止、公正な職務執行義務、職務や地位を私的利益のために用いてはならないこと、贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為の禁止を規定
国家公務員倫理規程	第1条	倫理行動規準として、国家公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、国家公務員倫理法第3条の倫理原則に加え、職務遂行に当たって、公共の利益の増進を目指し全力を挙げてこれに取り組みねばならないこと、勤務時間外においても自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識して行動しなければならないことを規定